

	文書分類	回 覧 処 分				
	M・5・1・8	会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別					
	永 久					

# 川崎町農業委員会

## 10月総会議事録

期 日 令和4年10月7日(金)

場 所 川崎町役場庁舎

2階 入札室

令和4年10月7日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後19時00分

2、出席委員(9人)

1番 田所 義信	2番 重藤 義光	
4番 松江 英幸		6番 山下 理江
7番 政時 修		9番 原 健治
	11番 中島 隆	12番 西山 一郎
13番 大内田峰夫		

3、欠席委員(4人)

3番 中村 明
5番 星野 宗広
8番 藤川 航
10番 原口 友博

農地利用最適化推進委員(1名)

千住 幹雄

4、本会事務局 事務局長 林 勇

5、事務局長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 第6番 山下委員 第7番 政時委員

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

報告事項 令和4年度利用意向調査の集計について

その他 利用意向調査書について

事務 局長 定刻になりましたので、ただ今から令和4年10月総会を開催  
いたします。会長挨拶をお願いします。  
議 長 (挨拶)

事務 局長 本日は13名中、9名の出席であります。定足数に達していま  
すので、総会が成立しております。また推進委員6名中5名の  
出席であります。議長は会議規則4条の規定により会長にお願  
いするようになっておりますので会長は議事進行をお願いいたし  
ます。

議 長 それでは議事に入ります。  
議事録署名人は、第6番 ●●委員 第7番 ●●委員よろし  
くお願いいたします。

事務 局長 議案第1号農地法第4条第1項の規程による許可申請について  
事務局説明をお願いします。

議案第1号農地法第4条第1項の規程による許可申請について  
説明します。議案書の1ページをお願いします。番号1、申請  
人、住所、川崎町大字安真木●●●●番地の●、氏名、●●●  
●、土地の所在、大字安真木字石丸●●●●番、登記地目、畑、  
地積、194㎡、申請理由、農業用倉庫建築及び張コンクリ  
ート敷設、申請目的、農業用倉庫であります。5ページをお開き  
ください。

5ページの写真を見てもわかるように、もう既に施行済みであ  
ります。8月の農地パトロールの際に発見しました。申請者の  
鶴香さんに事情を聞いたところ、祖父の代より倉庫が建ってお  
り当時、農地である事に気づかず倉庫を新築したそうです。田  
中さんは農地法の内容を理解しておらず申し訳ありませんと今  
回、始末書が提出されました。その件で田所会長と松江委員で  
調査しました。非農地証明で対応出来ないかなど協議しました。  
その旨を県のほうに報告し県の担当者が現地確認に来ました。  
そこで内容を説明して今回は農地法第4条で処理する事となり  
ました。また、県のほうからも始末書を出すよう指摘がありま  
した。それはもう提出済みです。水利承諾書もとっているし、  
近隣の農地所有者の同意書もとっています。敷地には農業用倉  
庫の他、軽トラック、農業用資材、苗箱などを置いて利用する  
ということであります。10月3日に●●委員と●●委員とで  
確認いたしました。2ページに位置図、3ページに航空写真、  
4ページには配置図、5ページに現況写真をつけています。以  
上です。

議長 長 ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認をした●●委員補足説明をお願いします。

●● 委員 9月4日に現地立会をしました。今、事務局が言われた通り知らなかったこととは言え、思い違いにより至らない点が多々ありますが、4条申請でいきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま事務局および補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

●● 委員 今回の4条申請は私の●●●の兄弟の畑です。二人とも真面目に農地を守って耕作しています。今回は弟のほうが家を新築してそれに付随して農業をするための倉庫であります。これからも一生懸命に農業をやっていくという意味でありますので前向きな審議のほどよろしくお願い致します。

議長 長 他にありませんか。

● 委員 8月の農地パトロールの時にはもう出来上がった状態だったんですか。

事務局 はい、そうです。

議長 長 他にないですか。

(なし)

それではお諮りします。議案第1号、番号1、農地法第4条第1項の規程による許可申請について賛成の方は挙手願います。

(賛成多数)

賛成多数ですので農地法第4条第1項の規程による許可申請については原案どおりとし県へ進達いたします。続きまして報告事項、R4農地パトロール(利用意向調査)集計表について事務局説明をお願いします。

事務局 報告事項を説明します。議案書は6ページです。これは8月の農地パトロールの集計表であります。R4年度遊休農地面積、A区分246,885㎡、B区分219,933㎡です。新規発生A区分、31,529㎡、再発生22,641㎡、継続192,715㎡、遊休農地面積246,885㎡、R3年より解消59,263㎡です。新規発生B区分、2,523㎡、再発生0、継続217,410㎡、遊休地面積219,933㎡、R3年より解消19,317㎡です。その他、地区ごとに集計をしていますので確認して下さい。以上です。

議長 長 ただいま事務局の説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

(なし)

ないようなので報告事項を終わります。続きましてその他に入

## 事務局

ります。利用意向調査書についてみなさまお手元に配られていると思いますが事務局説明をお願いします。

利用意向調査書の用紙を手元に置いています。議案書の7ページは利用意向調査書です。この分は通知書になります。事務局のほうで調査対象者の住所、氏名は書いています。締切日は10月31日と書いていますが、調査に行きその場での聞き取り調査をお願いします。配布して後日回収になるとなかなか書いていない方もおられますので、その場での聞き取りをお願いします。その場で回答いただけない場合は、31日までに回収し事務局へ提出して下さい。回答を集計し県へ報告となっています。No.1は農地の所在、所在地、地目、面積、No.2は農地パトロール調査年月日を記入しています。調査後に草刈り等をされている方がおられますのでいつ頃、農地パトロールを実施して、遊休農地と判断しましたと初めに説明して下さい。以前ですが草刈りはしている等の電話があります。次に9ページを開いて下さい。9ページは解答用紙になります。一番上にあります農業委員会返信用と書いてあります。後、回収委員名というところに名前を忘れず書いて下さい。農地における利用の意向について、日付・住所・名前・電話番号を書き7ページの1農地の所在地、地目、面積を書いてもらい、右枠に下からの①～④のどれに当たるか番号で書いて貰ってください。④番のその他に関しては詳細をお願いします。いずれかの回答であっても、農地の管理（草刈り等）をして頂くよう伝えてください。意向調査は地区ごとに分けています。総会后、代表で取りに来て地区の委員さんで分けて、個人が配布する枚数を事務局に連絡してください。10ページは農作業を請け負いますと言うチラシです。草刈りなどが出来ないのをお願いしたいという方がいれば株式会社アグリで作業受託をします。と説明して下さい。11ページは作業受託料金表です。問い合わせや依頼は農林振興課までお願いします。意向調査の提出は随時お願いします。また、再生困難な農地と判断した農地は、地区農業委員さんと再度現地の調査し、非農地判断の処理をしていきたいと思っております。続きまして12ページをお開きください。右側の令和4年度以降の下赤い枠です。5月の総会の時に説明しましたが、委員さんの日々の活動を活動記録簿に書いてもらっていますが、そこを読んでもみます。

※活動日数について

- ・月当たりの平均活動日数が5日以下の場合

→該当委員への「委員の実績払い」は0  
・月に1日も活動していない推進委員がいる場合  
→該当委員への交付金は0となっています。

国より大変厳しい指導が来ていますので、委員さんの活動をお願いします。県から11月4日までに9月までの活動実績報告を提出するよう通知がありましたので、活動記録簿の未提出の委員さんは早急に31日まで提出をお願いします。集計し県に報告いたします。続けて説明をしたいと思いますが、机の上に先月の総会で言いました農家相談の手引きを置いています。みなさんお忙しいとは思いますが熟読をお願いします。後、毎月お願いしていますが、農業新聞・農業者年金の加入推進をお願いします。事務局から以上です。

議 長

事務局の方から説明がありました。利用意向調査書については大変厳しい状態とは思いますが、委員さんには頑張っていただけ遊休農地の現状と繋げていきたいと思しますので意向調査、期限が今月いっぱいではありますが、明日からでも回っていただいて回答をもらったら随時、事務局の方に提出をよろしくお願いします。何か質疑のある方はいますか。

●●● 委員

最適化交付金のところで、交付金に対しての活動が大きく決まってきました。農地の集積とか、遊休農地の解消とか新規参入の促進とか他にまだあるけど、活動記録簿に書くことは今までは隣の農地を見て回ったとかそういったことは活動には入らないし、誰でも書けると思う。川崎町では実績があがっていないので、これでは交付金は払えないと言われても仕方ないんよね。そのところを今後どうするか検討しないと。政府の方が厳しくなってきたのは知っているけど、こうして文書であがってくるとこの主な交付対象の活動の要件3つを川崎町が今から出来るかどうか、そのところをどういうふうに考えているのか。

議 長

今、言うように隣の田んぼを見て荒れていた。というのを活動記録簿に書いていたけど、それでは、駄目ということですね。

●●● 委員

この前、事務局はそういった事でも良いと言っていたけど、それじゃ交付金の対象外になる。荒れた田んぼの持ち主に話をもらって解決するのが遊休農地の解消になる。そこまでをしないと全く意味がないと思う。

●● 委員

活動記録簿に詳細を書いていくのにも絡んでいくんですね。

●●● 委員

川崎町の荒廃農地を赤村の農創会が解消につなげていったけど、もうこれ以上、手一杯で新規には請け負えない。今後、これが

増えていく可能性もある。

議 長

活動記録簿の記入方法と結果を求めるのと話が違うと思います。いわゆる県のほうとしては農業委員・推進委員がどういった活動をしているかというのを把握するための活動記録簿を提出ということなので、●●●委員が言ったような田んぼを見ただけで活動になるのかと言う判断は、いわゆる川崎町農業委員会がするんじゃないです。その判断はあくまでも活動記録簿を書いて報告するのを見て県がこれは活動の一環だと認めてくれるかしてくれないか、と言うのは県の判断になる。●●●委員が言っているのはその後の問題として川崎町農業委員会としてどうかしたらいいんじゃないかというものの形の提案だと私は受け止めたんですが、どうでしょうか。

●●● 委員

川崎町も受け手がいれば遊休農地も解消が出来るけど、遊休農地が増えて受けてもなくてどうしようもなくなってきて、私が農創会との付き合いがあったので相談したら了承してもらえたけど、農創会は添田、香春方面も小作しているし今回、川崎町にも参入していて今現在、川崎町で32町、他の町村も含めて農創会が52町しているのもうこれ以上手が回らないという事で打ち止めをしました。たとえば言ったら木城方面でも農業するのもやめていって全く作っていないところが多いと思う。こういったところを解消できるように誰か人材がいればいいけど川崎町にはいないので、それをもう少し考えていかなければいけないと思う。

● 委員

考えることはいいことだけど●●●委員はどういうふうに考えているんですか。色々と言われているので●●●委員の考えを聞かせて下さい。

●●● 委員

それはする人がおったらそこに頼んでしてもらわないと。ただ、解消していくためにどうしたらいいか皆で考えていかないと。農業をするうえで後継者がいない、担い手がいないという事は川崎町でも大きな問題を抱えていると思います。それをどうするかという事になると農業委員会で、あなた担い手をお願いしますというようなことは出来ないし、あくまでも担い手を育てない事には遊休農地の解消にはならないということです。しかし今、現実にならないから農創会にお願いしている。でも農創会は手いっぱいになった。じゃ、どうしたらいいかと言っても担い手がいないのでどうしようもないがこの前一人、認定農業者の申請を5日にしました。この人は現在、兼業農家してやっていますがこの人の父親が専業農家としてやっています。申請

議 長

された方は後、1年ほど勤めがあります。退職後は専業農家としてやっていくようです。今、4町くらい耕作して希望としては10町～14町くらい作りたいと意欲のある方です。今後、このような方が現れるという事はなかなか難しいんですよね。後、1年後その方が認定農業者となって農業に専従するならば、その方をお願いして近隣の農地を耕作して貰うと言うような方向にもっていくしかないと思います。先ほど●●●委員が言われた事はよくわかりますが、じゃどうするかとなるとなかなか難しい問題だと思います。若手の農家がないという事が川崎町の大きなネックだと思います。それをどうするかと言っても農業委員会の中だけではまともならないと私は思います。川崎町は新規就農者が少ない。

2年前から東川のほうでも基盤整理を計画していたが、なかなか相続の関係などで進んでいないし、持っている面積が1反とか少なく、お金まで出してそこまでしなくてもいいという意見もあります。町としても動いているが実績として結果が出てないのが現状です。みなさま方もこういった事をしたらいいのではないかと考えた案があれば事務局に言って下さい。それをもとに総会の中でみんなで審議したいと思います。

●●● 委員

この前、荒平の農地を非農地証明を出した●●さん、非農地証明を出したとたんに真崎の人に農地を売ってその後、●●議員や荒平の人たちと見に行っただけですが本人に言うと、事業で破産しているので一時置いている。一昨日見に行ったら直方の方から持って来ていてだんだんと増えていて車のバンパーなども捨てているので、環境保全係に聞いたらプラスチックは産廃じゃない。資源ごみですと言われました。地目変更も初めから売るつもりで申請をしたんですよ。下の方にも農地があり本人にも溜柵をつくって汚水をためるように本人にも言ってます。

議 長

来週にも事務局と見に行って再資源の保管場所として認められるかどうかということとを県と相談してみます。今後、一つの教訓として皆さん認識してやっていきたいと思います。みなさん他に意見はありませんか。

●● 委員

意向調査の件ですが、農家の方の所に行ってどこの土地かわからない。どこかって言われることがよくあります。出来れば場所の地図をつけて頂けたら助かります。60代の方はわかるんですが70代の人になると場所もわからない人が多く、どこかねって言われても説明が出来ません。なので今見たら4件くらいなので事務局に地図をお願いしたいです。



事務局

●●委員の言われていることはよくわかります。しかし全体の調査の数は何百筆とあるわけです。それを全部地図をつける作業は大変なので、場所、家などがわからないものに関して事務局の方に問い合わせして下さい。

●●● 委員  
議長

農地パトロールの地図を以前貰ったのでそれで確認をしたら。意向調査の回答③番で自分または家族が耕作します。となっている所は1年間何もしなかったら勧告処分になりますので、それを伝えて下さい。

他にないですか。

(なし)

以上をもちまして本日の議題はすべて終了しました。

次回の総会は11月10日(木)13時30分から開催します。

これで川崎町農業委員会10月総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会 20時04分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

6番委員 \_\_\_\_\_

7番委員 \_\_\_\_\_

議長 \_\_\_\_\_